

## 【本人、代理人用】添付書類チェックリスト

### 1. 介護保険被保険者証

介護保険被保険者証の原本を添付ください。紛失された場合は再発行する必要はありません。  
※介護認定申請時に紛失している場合は、認定調査連絡票の紛失□欄に✓してください。

### ★認定申請の場合のみ★ 医療保険情報確認

#### ※介護保険要介護認定・要支援認定申請をされる場合のみ

医療保険被保険者証をご確認いただき、申請書の記入欄に医療保険情報をご記入ください。

### 2. 本人マイナンバー確認

・個人番号通知書は、本人マイナンバー確認書類としては利用できません。

#### ◆次に掲げるもののうち1点（添付が困難な場合は、保険者(箕面市)が職権で確認します）

- 個人番号(マイナンバー)カード
- マイナンバーの記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
- マイナンバーの通知カード（記載事項（氏名、住所等）に変更がない場合）

・各書類の有効期限にご注意ください。

### 3. 本人身元確認

・住所変更をしている場合は、変更後の住所が記載されている面も必要です。

・個人番号通知書は、代理人身元確認書類としては利用できません。

#### ◆1点確認（次に掲げるもののうち1点）

- 個人番号（マイナンバー）カード ※通知カードは不可
- 顔写真入りの住基カード
- 顔写真入りの住基カード
- 運転免許証
- 療育手帳
- パスポート（住所ページも必要）
- 在留カード
- 特別永住者証明書
- 宅地建物取引士証
- 教習資格認定証
- 運転経歴証明書（交付日が平成24年4月1日以降のものに限ります）  
（交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします）
- 身体障害者手帳(交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします)
- 精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きでないものは、2点確認書類とします）
- 小型船舶操縦免許証
- 猟銃・空気銃所持許可証
- 電気工事士免状（第一種）
- 介護支援専門員証（顔写真入り）

#### ◆2点確認（1点確認の書類がない場合は、次に掲げるものから2点でも可）

- 介護保険の被保険者証
- 介護保険負担割合証
- 医療受給者証
- 各種年金証書（写しとする場合は必ず基礎年金番号部分を隠した状態でコピーしてください）
- 健康保険の被保険者証（写しとする場合は必ず被保険者の記号・番号等の部分を隠した状態でコピーしてください）
- 顔写真のついていない住基カード
- 母子健康手帳
- 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書
- 国、地方公共団体の職員証
- 箕面市から送付している書類(納税通知書、生活保護受給者証 等)※1種1点のみ。同種のもの2点は不可。
- 船員手帳
- 海技免状
- 戦傷病者手帳
- 電気工事士免状（第一種以外）
- 無線従事者免許証
- 認定電気工事従事者認定証
- 特殊電気工事資格者認定証
- 耐空検査員の証
- 航空従事者技能証明書
- 運航管理者技能検定合格証明書
- 動力車操縦者運転免許証
- 警備業法に規定する合格証明書
- 官公署が発行し、顔写真、氏名、生年月日又は住所が載っている資格証明書

※以下の提示は1点のみ可能。以下のもののみで2点の提示は不可。

- 預金通帳・キャッシュカード（写しとする場合は必ず口座番号を隠した状態でコピーしてください）
- 国又は地方公共団体の機関以外が発行した身分証明書(学生証、社員証等)
- 公共料金の通知書（本人名義のものに限る）

→ 代理人が手続きをする場合は、**裏面**の書類も必要です。

## 4. 代理権確認書類

## ◆次に掲げるもののうち1点

(任意代理人)

- 委任状 (本人が記載)

(法定代理人)

- 戸籍謄本 (発行から1年を経過していないもの)
- 登記事項証明書 (発行から1年を経過していないもの)
- その他その資格を証明するもの ( )

(上記が困難な場合)

- 申述書 (代理人が記載)

- ・各書類の有効期限にご注意ください。
- ・住所変更をしている場合は、変更後の住所が記載されている面も必要です。
- ・個人番号通知書は、代理人身元確認書類としては利用できません。

## 5. 代理人身元確認

## ◆1点確認 (次に掲げるもののうち1点)

- 個人番号 (マイナンバー) カード ※通知カードは不可  介護支援専門員証 (顔写真入り)
- 顔写真入りの住基カード  運転免許証  療育手帳  パスポート (住所ページも必要)
- 在留カード  特別永住者証明書  宅地建物取引士証  教習資格認定証
- 運転経歴証明書 (交付日が平成24年4月1日以降のものに限ります)  
(交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします)
- 身体障害者手帳 (交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします)
- 精神障害者保健福祉手帳 (顔写真付きでないものは、2点確認書類とします)
- 小型船舶操縦免許証  猟銃・空気銃所持許可証  電気工事士免状 (第一種)

## ◆2点確認 (1点確認の書類がない場合は、次に掲げるものから2点でも可)

- 介護保険の被保険者証  介護保険負担割合証  医療受給者証
- 各種年金証書 (写しとする場合は必ず基礎年金番号部分を隠した状態でコピーしてください)
- 健康保険の被保険者証 (写しとする場合は必ず被保険者の記号・番号等の部分を隠した状態でコピーしてください)
- 顔写真のついていない住基カード  母子健康手帳
- 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書  国、地方公共団体の職員証
- 箕面市から送付している書類 (納税通知書、生活保護受給者証 等) ※1種1点のみ。同種のもの2点は不可。
- 船員手帳  海技免状  戦傷病者手帳  電気工事士免状 (第一種以外)
- 無線従事者免許証  認定電気工事従事者認定証  特殊電気工事資格者認定証
- 耐空検査員の証  航空従事者技能証明書  運航管理者技能検定合格証明書
- 動力車操縦者運転免許証  警備業法に規定する合格証明書
- 官公署が発行し、顔写真、氏名、生年月日又は住所が載っている資格証明書

※以下の提示は1点のみ可能。以下のもののみで2点の提示は不可。

- 預金通帳・キャッシュカード (写しとする場合は必ず口座番号を隠した状態でコピーしてください)
- 国又は地方公共団体の機関以外が発行した身分証明書 (学生証、社員証等)
- 公共料金の通知書 (本人名義のものに限る)

## 上記に加えて、代理人が法人の場合

- 社員証、職員証  在籍証明書 (いずれか1点) ※名刺は不可。